

津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての  
使用に関する協定書

仙 台 市

〇〇 〇〇

## 津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定

津波からの避難は、津波避難エリア外への避難が基本であるが、津波避難エリア外へ避難する暇がない住民等を考慮し、仙台市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の施設を津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、仙台市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急一時的な避難場所として、乙の施設を住民等の使用に供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用施設）

第2条 乙は、仙台市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）第49条の4に規定する指定緊急避難場所として、次に掲げる乙の施設を住民等の使用に供するものとする。

施設名称	
所在地	
所有者	
構造等	
建築年月	
避難場所	

### （使用時間帯等）

第3条 乙の施設の使用可能時間帯は、日曜日から土曜日までの0時から24時までとする。

### （施設変更の報告）

第4条 乙は、乙の施設が増改築等により、全部若しくは一部の使用ができなくなるとき、又は避難場所までの経路が確保できなくなるときは、甲に対し文書をもって事前に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、乙の施設の近隣に居住する住民等にその旨を周知する。

(費用負担)

第5条 乙の施設の使用に係る費用は、無償とする。

(避難時の施設の破損等の対応)

第6条 甲は、第2条に基づき住民等が避難した際に乙の施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が、乙の施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、災害発生に起因する破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、乙の施設に住居等が避難した際に発生した事故等に対し、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結後、指定緊急避難場所に指定された日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲・乙いずれからも本協定の解消申し出がない場合は、引き続いて本協定は1年間有効とし、その後、この例によるものとする。

(所有者情報の変更)

第9条 乙は、乙の氏名、住所若しくは連絡先を変更する場合、又は乙の所有する建物について、第三者に所有権を移転する場合は、その旨を甲に対して通知するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙 台 市 長

郡 和 子

乙 仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇